

新型コロナウイルスをめぐる インドネシアの最新状況

令和3年11月4日

在インドネシア日本国大使館

1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシアの医療状況
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. インドネシア国内の活動規制

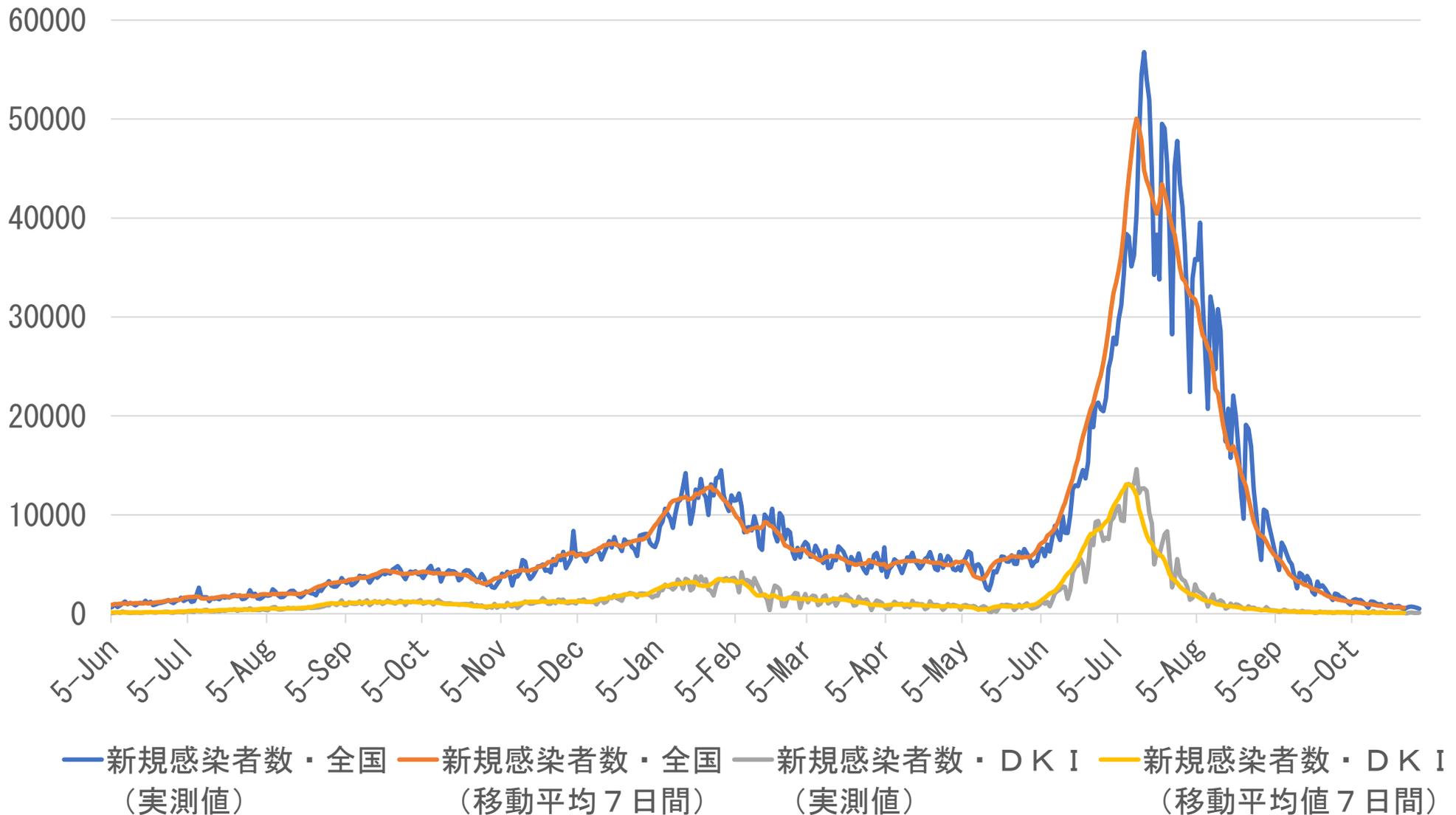
1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシアの医療状況
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. インドネシア国内の活動規制

2. インドネシアの感染状況

- 10月31日時点で累計感染者数4,245,348人、死者数143,405人、回復者数4,088,635人（インドネシア政府発表）。累計感染者数・死者数は東南アジア最多。
- レバラン明け後に感染者数が急増し、7月中旬に全国の新規感染者数が5万人を超える日を記録。しかしその後8月にかけて新規感染者数は減少を続け、現在では1日あたり約700人（移動平均7日間）となっている。
- ジャカルタにおいても、現在、1日あたりの新規感染者数が約100人（移動平均7日間）で推移。

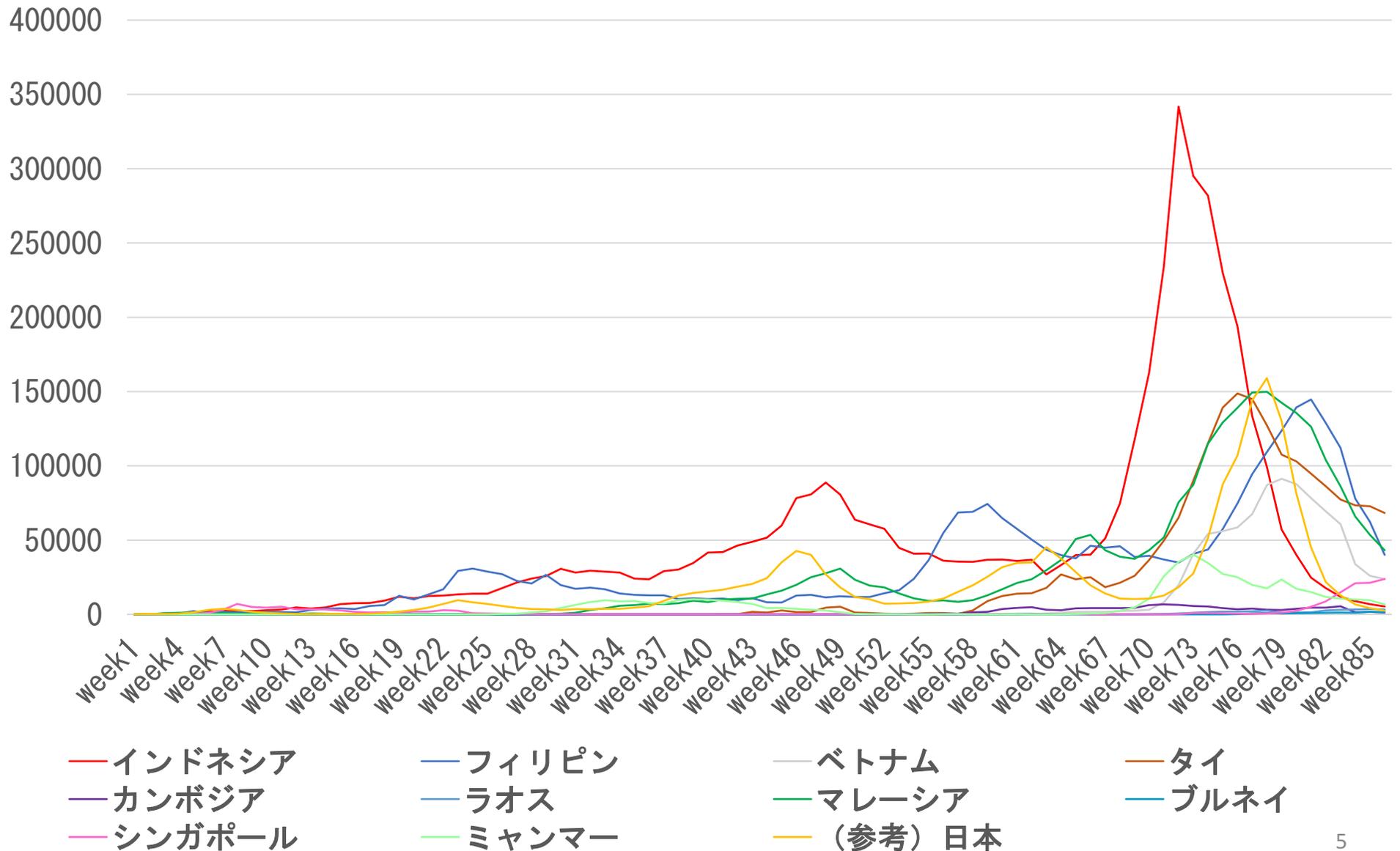
2. インドネシアの感染状況

新規感染者数の推移（全国・ジャカルタ）（2020/6/5～2021/10/31）



2. インドネシアの感染状況

1週間あたりの新規感染者数の推移（国別比較、2020/3/1～）



1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. **インドネシアの医療状況**
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. インドネシア国内の活動規制

3. インドネシアの医療状況 (1) 邦人の感染状況

- 8月後半以降の国内での感染沈静化に伴い、当館に報告される邦人の感染者はほとんどなくなっており、新型コロナの診療や入院に関する相談もほぼなくなった。
- 新型コロナの診療を行っていた医療機関でも、現在コロナ専用病床や専用病院を縮小しているが、患者数が減っているために病床は十分空いている様子。
- 社会規制が徐々に解除されて市中の人流は明らかに増えているが、それでも未だに感染の再燃傾向がみられていないのは、やはりワクチン接種が一定の効果を上げているためと考えられる。特にジャカルタにおいてはワクチン接種率が高い。
- どの種類のワクチンであっても、一定以上の効果があることは明らかとされている中、邦人の多くも様々な機会を利用してすでにワクチン接種を受けているとみられ、一定程度感染から「守られている」と考えられる。

3. インドネシアの医療状況

(2) ジャカルタの医療事情：今回の感染爆発で分かったこと

- 6月以降の患者数の急増に対しては収容できる病床が追いつかず、各病院とも短期間で病床がひっ迫した。
- そのため各病院では入院待ちが発生し、無症状の感染者や酸素吸入が不要な軽症患者は自宅や隔離ホテルでの経過観察とされた。
- 邦人も特に軽症例において入院待ちが多く発生し、自宅療養を余儀なくされた方も多かった。
- 薬剤や酸素の需要の高まりのため酸素の価格が高騰し、特にジャカルタ以外の地域では薬や酸素が入手できないという事態が多く発生した（現在は解消している）。
- インドネシアでは重症者に対する治療は十分できない。人工呼吸器の保有台数はかなり増えたが最後の手段のECMOがないことと、人工呼吸器を効果的に使える熟練した医療従事者が不足しているのが問題。ジャカルタは他の地域に比べ、医療は充実しているが、それでも高度医療は難しい。そのため、中等度以上の患者には、緊急移送をして本邦で治療をすることをお勧めせざるを得ない。
- 今後同じような流行拡大があれば、再び医療状況が悪化することが予測される。

3. インドネシアの医療状況 (3) ワクチンについて

- どの種類のワクチンであっても、一定以上の効果があることは明らかになっている。
- すべての種類のワクチンについて、感染阻止そのものよりも、入院を減らす、重症化を抑え死亡を減らす効果が大い。結果として医療資源の有効利用につながる。
- いわゆるブレークスルー感染として、ワクチンを打っていても感染することはあるが、その場合でも重症化はしにくい。ただし、ブレークスルー感染であっても他者に感染させることはあり、感染の可能性がある時には、たとえ無症状であっても、まずしっかり自己隔離することが引き続き重要。
- 現在各国で3回目の接種についてその是非が検討されている。インドネシアでも医療従事者などに向け3回目の接種が始まっているが、まだ国民全体にワクチン接種が行き渡っていないインドネシアの現状では、まず国民全体にワクチン接種を行き渡らせることがより重要。
- そのうえで、接種完了から6か月程度経過していれば、3回目の接種を受けることは医学的には有効と考えられる。対象者と時期については引き続き検討が必要。
- ワクチン接種を多くの人を受けるとは何らかの事情でワクチン接種を受けられない人を守ることにもつながり、社会的な意義もある。

3. インドネシアの医療状況

(4) まとめ

- 国内における感染の沈静化によりインドネシアで新型コロナに感染するリスクは現在では比較的低くなってきている。
- ワクチン接種はインドネシアでも効果的に作用しているが、新型コロナウイルスは消滅したわけではなく、感染する可能性がなくなったわけではない。これから年末にかけてワクチン接種率の低い地域との人流が増え、感染が再拡大する可能性は十分ありうる。引き続き感染する・感染させるリスクを高める行動は最大限避けるべき。コロナ前と同じ行動様式にはもう戻れない。
- これまでと同様、感染判明時や感染の可能性がある時（濃厚接触者となった時等）には、たとえ無症状であっても、まずしっかり自己隔離することが重要。
- ワクチン接種に関する情報は引き続き当館からも提供していくので、参考としていただきたい。

1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシアの医療状況
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. インドネシア国内の活動規制

4. ワクチン接種

(1) インドネシア国内のワクチン接種状況

- ワクチン接種開始日：1月13日（ジョコ大統領が最初の被接種者）
- ワクチン接種目標：2億800万人
 - 接種済み人数（10月31日時点）：

1回目	1億1,966万人
2回目	7,370万人
 - 調達済み数（10月26日時点）：2億9,300万回
- 現在、ワクチン接種は18歳以上の住民が対象。
- ワクチン接種により健康被害が生じた場合、治療費は公的医療保険制度又は国費により支弁。
- 医療従事者を対象とした3回目接種が開始されており、約113万人が接種済み。

4. ワクチン接種

(2) ① インドネシアでの在留邦人のワクチン接種事情

■ 外国人へのワクチン接種

- 本来ゴトンロヨン・ワクチンプログラム（有料）によるとされているが、保健所、病院、スポットでのワクチン接種会場で無料で接種済みの在留邦人は多数。
- 外国人の接種には、住民登録番号（N I K）が必要とされている（N I K取得には、市民局にて住所証明書（S K T T）の発行か外国人住民票（K T P）が必要。）。
- 外国人の接種には大使館のレターが必要と言われた場合、大使館宛てに要請すれば、サポートレターを発出。

■ インドネシア保健省による在留邦人向けワクチン接種

- 北ジャカルタ・タンジュンプリオク港湾検疫にて受付中。
- 9月のアストラゼネカ社製ワクチン接種では、約330人が接種済み。2回目の接種は、手交された「ワクチンカード」に記載の日に行う（原則前倒しは不可。）。
- 新規に接種する場合、アストラゼネカ社製又はファイザー社製のいずれかが接種可能。

■ インドネシアでの交差接種・ブースター接種

- インドネシアでは、原則1回目と2回目は同じ種類のワクチンを接種するとされている（アレルギー反応等がある場合は、接種会場の医師に相談。）。
- 外国人に対するブースター接種の予定は示されていない（タンジュンプリオクでも不可。）。

4. ワクチン接種

(2) ② インドネシア保健省アプリ「Pedulilindungi」

- **インドネシア保健省アプリ「Pedulilindungi」の利用**
 - 国内線や商業施設等の利用の際にスクリーニングとして使用されている。施設に設置されているバーコードを読み取りチェックインが求められる。
 - ワクチン接種証明書の登録がされていれば、1回目済み「黄色」2回目済み「緑」の表示となる。アプリでワクチン接種証明書が提示できない場合、紙媒体の証明書と身分証明書の提示で利用が可能となる場合もある。
 - 入国審査では、アプリでのe-HACの入力が求められる。ワクチン接種証明書の提示は紙媒体で可。
- **外国のワクチン接種証明書の表示**
 - 日本等外国のワクチン接種証明書をアプリ表示するためには、保健省専用サイト (<https://vaksinln.dto.kemkes.go.id>) から認証申請をする。
 - 大使館では、保健省の要請を受け、認証手続きを実施。入力された情報（氏名、パスポート番号、生年月日）とアップロードされた書類（パスポートの顔写真のページ（写真部分のみ不可）、2回分の接種証明書（1枚に2回記載されていればそれぞれ））を確認して、1週間以内に処理。書類や入力内容に不備がある場合、必要回数分の申請がない場合、外国人の申請は却下。
 - 申請者には、認証・却下のメール通知が届く。これを受けて、アプリへの登録作業を行う。
 - インドネシア国内でのワクチン接種は対象外とされている。
- **アプリ「Pedulilindungi」は頻繁にエラー発生。接種証明書のダウンロードや登録、表示にも障害。**

4. ワクチン接種

(3) ① 在留邦人へのワクチン接種事業

■ 概要

- 8月1日(日)開始、事業期間は2022年1月上旬までの予定。接種費用は無料。
- 成田空港、羽田空港の空港制限区域外(入国後エリア)に特設接種会場にて接種。 祝・休日を含む毎日10:00~13:00、14:00~17:00
- 日本外務省ホームページの予約特設サイトを通じての予約。接種日の2か月前から1週間前までに事前予約。※予約特設サイト <http://mar.s-kantan.jp/mofa-v-a/>
- ファイザー製またはアストラゼネカ製を接種。 それぞれ2回目のみの接種も可能。1回目と2回目の間隔に注意(ファイザー:3週。AZ:4週から12週、8週を推奨)。
- 居住国において、日本で薬事承認されていないワクチン種類(中国製など)を接種済みで、本事業で、ファイザーないしAZの接種を希望の場合は、自身の判断と接種会場の医師との相談の上接種。当日、接種会場の予診で認められない場合もあり得る。
- 接種証明は、2回目接種日に接種会場で交付(2回目だけの場合は1回分の接種証明)。

■ 接種対象者

- 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有する日本人又は一部の再入国出国中の外国人。
- 日本国内に住民票を有していない方(転出届を提出済みの方)。
- 接種を受ける日にファイザーは満12歳以上、AZは満18歳以上である方。

■ お問い合わせ先電話番号

(日本国内からかける場合) 070-011-000 (音声案内に従い、1→5を押す。)

(日本国外からかける場合) (+81) 3-5363-3013

4. ワクチン接種

(3) ② 日本入国時の水際措置（ワクチン接種証明書による緩和）

- **日本政府承認ワクチン接種証明書の提示でインドネシアからの日本入国後の水際措置緩和**
 - ・ 指定宿泊施設での3日間の待機を求められない。
 - ・ 入国後10日目以降に自主的に受けたPCR検査の陰性結果を厚生労働省へ届け出ることによって、14日間の自宅等自主待機の残りの期間の待機を求められない。
- **対象者**
 - ・ 措置の対象となるワクチンを2回以上接種し、日本入国・帰国時点で2回目の接種日から14日以上経過していること。
- **有効と認められるワクチン接種証明書**
 - ・ 日本のワクチン接種証明書
 - ・ インドネシア等指定国の公的機関が発行したワクチン接種証明書
 - ⇒アプリ「PeduliLindungi」に表示されるデジタル証明、アプリに表示されない接種証明書、手書きのワクチン接種記録（英語の説明を添付）
 - ・ その他指定された国の公的機関が発行したワクチン接種証明書
- **措置の対象となるワクチンの種類**
 - ・ ファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製
(当地で主流のシノバック・シノファーム社製についても対象とするよう要請中。)

1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシアの医療状況
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. インドネシア国内の活動規制

5. 入国規制・検疫措置

(1) インドネシアへの入国規制

入国規制の現状

◎現在、有効な査証（e-Visa）、滞在許可（ITAS）、定住許可（ITAP）またはAPECビジネストラベルカードを持っている者以外は、原則、インドネシアへの入国は不可。新規査証（e-Visa）の発給は再開されているが、依然として、査証免除及び到着ビザ（VOA）は停止されている。2021年10月13日から観光目的での査証発給を開始。

現状、訪問査証・一次滞在査証の発給が認められる場合（法務人権大臣令（NOMOR M. HH-03. GR. 01. 05 TAHUN 2021））

■訪問査証

- a. 観光
- b. 緊急および急を要する業務
- c. 商談
- d. 物品購入
- e. フィルムメイキング
- g. 援助、医療及び食料支援
- h. 政府業務
- i. インドネシア国内で輸送・交通機関に乗務
- j. 港湾事業のための訪問
- k. G20及び第144回列国議会同盟関連業務
- l. 外国人労働者候補の能力審査

■ e-Visaについて

e-Visaは入国管理総局Online Visa Application (<https://visa-online.imigrasi.go.id/>) から申請が可能で、発給を受けられれば、そのまま当該e-visaで入国が可能。（在京インドネシア大使館等で改めて査証の発給を受ける必要はない。）

■一時滞在査証

（就労の場合）

- a. 専門人材として
- b. インドネシアの群島水域、領海または大陸棚ならびに排他的経済水域（EEZ）で活動する船舶、浮き装置または設備における業務従事
- c. 製品の品質管理
- d. インドネシアの支社における査察または監査の実施
- e. 販売後のサービス（アフターサービス）
- f. 機械の設置と修理
- g. 建設事業における一時的業務
- h. フィルムメイキング
- i. 能力審査に従事する外国人労働者候補者

（就労以外の場合）

- a. 外国投資を実施
- b. 留学
- c. 家族合流

5. 入国規制・検疫措置

(1) インドネシアへの入国規制

◎コロナ禍において、外国人がインドネシア国外滞在中に一次滞在許可（ITAS）／定住許可（ITAP）／再入国許可の期限が切れる場合、インドネシア国内所在の保証人を通じて当該許可の延長が可能となっている。

- ◆ 査証申請の詳細については、在京インドネシア大使館、または在大阪インドネシア総領事館、インドネシア法務人権省入国管理総局または入国管理事務所にお問い合わせください。
- ◆ 滞在許可の変更・延長の詳細や個別具体的なケース等は、インドネシア法務人権省入国管理総局または入国管理事務所にお問い合わせください。
- ◆ 当館HPに掲載しているお知らせ及びFAQも参照してください。

<関連リンク>

- ・在京インドネシア大使館ホームページ（査証）：<https://kbritokyo.jp/visa/>
- ・インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ：<https://www.imigrasi.go.id/>
- ・入国管理総局Online Visa Application：<https://visa-online.imigrasi.go.id/>
- ・Manual for Online Visa Application：<https://www.imigrasi.go.id/info/area>
- ・入国管理総局Online Stay Permit Application：<https://izintinggal-online.imigrasi.go.id/>
- ・入国管理総局Instagram：https://www.instagram.com/ditjen_imigrasi/
- ・入国管理総局Facebook：https://m.facebook.com/pg/DitjenImigrasi/posts/?ref=page_internal&mt_nav=0
- ・入国管理総局Twitter：https://twitter.com/ditjen_imigrasi
- ・入国管理総局YouTube：<https://www.youtube.com/channel/UCgBMrLLtuI2ULWvWQ4CTY0w>

5. 入国規制・検疫措置

(2) インドネシアの入国後検疫措置

◎インドネシア入国後は、原則、3日間（2泊）の政府指定ホテルにおける隔離が行われ、空港到着時及び3日目に行われるPCR検査の結果が陰性であれば、移動可能とされている。

- 入国にあたっては、出発時刻前の3 x 24時間以内に検体採取されたPCR検査陰性証明書及び出発の14日以上前に必要回数（通常は2回）の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書を提示。
- インドネシア到着後、政府指定のホテルで、原則、3日間（2～3泊）隔離。
- 空港到着時及び3日目にPCR検査が行われ、結果が陰性であれば、退出・移動が可能。
- 到着日から数えて14日間の自主隔離が推奨されている（ホテル隔離期間を含む）。
- 検査費用及びホテル滞在費用は自己負担。
- PCR検査の結果が陽性であった場合、インドネシア政府タスクフォースの指示に従い、隔離用施設又は医療機関に移動。
- 政府指定ホテルは、都度更新されている（当館HP「新型コロナ関連情報」に随時掲載。）。
- 空港から政府指定ホテルへの移動は、ホテル提供の車両のみ使用可（荷物は別途自分の車両で搬送可。）。政府タスクフォースの係員により、パスポートチェックが行われている。

5. 入国規制・検疫措置

(2) 日本の入国規制・空港検疫における水際強化措置

◎9月17日、インドネシアが「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定されたことを受けて、追加的な水際対策措置が行われている。

◎外国籍の者については、「特段の事情」が認められる場合のみ、本邦への上陸が許可されるが、再入国許可がある場合を除き、入国前に査証の取得が必要。

《水際対策措置の強化》

- 10月1日午前0時以降、インドネシアからの邦人を含むすべての入国者及び帰国者が対象。
- 追加的な水際対策措置の内容
 - ・ 原則、検疫所長の指定する場所（隔離用ホテル）で3日間待機（到着日を算入せず、翌日からカウント。）
 - ・ 到着時の検査に加え、入国後3日目にも検査
- 留意点
 - ・ 隔離ホテルは選択不可。
 - ・ 隔離ホテルへの移送は専用バスで実施。隔離終了後は空港へ専用バスで移送。
 - ・ 食事は弁当を配給。
 - ・ 3日間の隔離ホテル滞在費は無料（政府負担）。

《外国籍の者の新規入国》

- 外国籍の者は、原則、新規入国は不可。ただし、「特段の事情」が認められる場合のみ、本邦への上陸が許可されるが、再入国許可がある場合を除き、入国前に査証の取得が必要。緊急・人道案件等を理由とした入国は、原則可能。
- 大使館又は総領事館領事部への個別相談が必要。

1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシアの医療状況
4. ワクチン接種
5. 入国規制・検疫措置
6. **インドネシア国内の活動規制**

6. インドネシア国内の活動規制

(1) ジャワ・バリにおける緊急活動制限

- ◎全国をジャワ・バリとジャワ・バリ外に分け、内容の異なる活動制限を実施。更に地域の感染状況等に応じたレベル1～4の活動制限を実施。
- ◎11月2日、ジャカルタ首都特別州及び周辺地域の一部は、活動制限レベル1。

■ ジャワ・バリ内の主要地域の活動制限レベル

- ・レベル1：ジャカルタ首都特別州、バンテン州タンゲラン県・市、西ジャワ州ブカシ市、ボゴール市、東ジャワ州スラバヤ市、中部ジャワ州スマラン市など。
- ・レベル2：バンテン州南タンゲラン市、西ジャワ州ブカシ県、デポック市、バンドン市、カラワン県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州など。
- ・レベル3：西ジャワ州ボゴール県など。

■ 活動制限レベル1（ジャワ・バリ内）の主な内容（中央政府による一般基準）

- ・教育・学習は収容率50%までの制限付きの対面授業または／及び遠隔学習。
- ・非必須・重要分野では出勤率75%まで。ワクチン接種を行った従業員のみ出勤可。
- ・必須（esensial）分野と重要（kritikal）分野は概ね100%出勤可。
- ・スーパーは、営業時間の制限なし。入店時にアプリ「Peduli Lindungi」を使用。
- ・ショッピング・モール、飲食店の営業時間は午後10時まで。入店時にアプリ「Peduli Lindungi」を使用。
- ・公共交通機関は定員の100%まで利用可。

6. インドネシア国内の活動規制

(2) 国内移動規制

◎ 2021年11月4日現在、以下の国内移動規制を適用。

■ 移動の際の条件

(1) 国内線による空路移動

ア ジャワ・バリ内で発着のいずれかまたは両方を行う国内線による空路移動

最低1回のワクチン接種証明書、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査陰性証明書、アプリ「PeduliLindungi」使用（ただし、接種回数2回のワクチン接種証明書の場合は、PCR検査陰性証明書に代えて、出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査陰性証明書で可。）。

イ ジャワ・バリ外の地域で発着の両方を行う国内線による空路移動

最低1回のワクチン接種証明書、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査陰性証明書、アプリ「PeduliLindungi」使用。

(2) 陸路（公共交通車両及び私有車両）、海路、鉄道による国内移動

最低1回のワクチン接種証明書、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査陰性証明書、アプリ「Peduli Lindungi」使用。

■ 例外規定

(1) 同一都市圏内での日常的移動

陸路（公共交通車両及び私有車両）及び鉄道による同一都市圏内での日常的な移動では、ワクチン接種証明書及び陰性証明書の提示不要（ただし、地方によって必要としている場合あり。）。

(2) ワクチン接種証明書提示義務の例外

(i) 12歳未満の者。

(ii) ジャワ・バリ外で物流目的の移動を行う者。

(iii) 健康上の理由でワクチン接種できない者で、国立病院の医師からの診断書を提示できる者。